

委託先における個人情報の取扱状況チェックリストについて

1 背景

委託先における個人情報の取扱状況について、大野城市個人情報の安全管理に関する規程（以下、「安全管理規程」という。）に基づき、年1回以上の定期検査等を行うこととしている。現在、その定期検査等の方法は担当課に委ねている状況であり、点検・監査の方法が分からず、定期検査等を実施できていない課も見受けられる。

**【参考】 大野城市個人情報の安全管理に関する規程
（業務の委託等）**

第19条

4 個人情報保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、定期検査等を年1回以上実施し、委託先における業務の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況を確認するものとする。

2 目的

個人情報及び特定個人情報取扱特記事項（以下、「特記事項」という。）の内容に準拠したチェックリストを作成し、そのチェックリストを用いた担当課による実地調査または委託先による自己点検を促すことで、委託先における個人情報等の適正な取扱いを徹底していくことを目的とする。

※従来の「個人情報取扱特記事項」と「特定個人情報取扱特記事項」を一つに統合して令和7年度から運用していく予定であるため、統合後の特記事項の内容に沿ってチェックリストを作成。

**【参考】 個人情報及び特定個人情報取扱特記事項（令和7年4月1日改正予定）
（調査）**

第16条 発注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いに関して、受託者の作業に立ち会い、又は必要な事項について調査することができる。

2 受託者は、前項による立ち会い又は調査を求められたときは、応じなければならない。

（指示及び報告）

第17条

2 受託者は、発注者が要求した場合は、年1回以上、この契約による業務に係る個人情報の管理状況について、書面で報告するものとする。

3 対象者

個人情報の取扱いのある委託先（委託先が再委託を行う場合は再委託先も含む。それ以降も同様。）

※令和7年度改正後の特記事項を使用した契約を対象とする。

※再委託先へのチェックリストを用いた検査は、委託先を通じて発注者が実施する、又は発注者自らが実施するものとする（再々委託先以降も同様）。

4 方法

(1) 入札・契約前

市ホームページの様式集に、チェックリストを提示する。

(2) 契約後

担当課にて、次のいずれかの対応を行う。

（業務履行開始前に1回、複数年契約の場合はその後1年に1回以上）

① 委託先による自己点検を依頼し、チェックリストの提出を求める。

② チェックリストを用いて担当課による実地調査を行う。

(3) チェックリスト提出後

改善が必要と認められる場合、改善策を協議する。

※改善の見込みがないことが明らかである場合等は、契約の解除及び損害賠償の請求の対象と成り得る。

【参考】 個人情報及び特定個人情報取扱特記事項（令和7年4月1日改正予定）
（指示及び報告）

第17条

3 発注者及び受託者は、前項の報告を踏まえ、個人情報の安全管理体制の改善の要否を協議し、改善が必要と判断したときは、双方協議のうえ対応する。

（契約解除及び損害賠償）

第18条 発注者は、受託者が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

5 チェックリスト作成のスケジュール案

令和7年2月末 チェックリスト完成・運用方法確定

令和7年3月～ 職員への周知（市内電子掲示板、契約事務の手引き）

市ホームページへの掲示

令和7年4月～ 運用開始